

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当随意契約の令和2年度の契約締結状況について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当随意契約について、令和2年度の契約状況を、京田辺市契約規則第35条第2項第2号の規定により次のとおり公表します。

(No.欄は、当初事前公開した番号と同じであり、番号の無いものは未契約です。)

| No. | 件名 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約の相手方とした理由 | 所管課 |
|-----|-------------------|-----------------------|--------------------------------|--|-------|
| 1 | 市立小学校宿日直業務 | 令和2年4月1日 | 公益社団法人 京田辺市シルバー 人材センター | 左記団体は、本市において、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体として、高齢者雇用対策事業の指導及び援助等を行っており、その活用について高齢者の就業機会の提供及び確保を図る等、当該事業の積極的な推進を行う。 | 教育総務室 |
| 2 | 市立中学校宿日直業務 | 令和2年4月1日 | 公益社団法人 京田辺市シルバー 人材センター | 左記団体は、本市において、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体として、高齢者雇用対策事業の指導及び援助等を行っており、その活用について高齢者の就業機会の提供及び確保を図る等、当該事業の積極的な推進を行う。 | 教育総務室 |
| 3 | 京田辺市教育委員会表彰賞状筆耕 | 令和2年10月12日 | 公益社団法人 京田辺市シルバー 人材センター | 左記団体は、本市において、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体として、高齢者雇用対策事業の指導及び援助等を行っており、その活用について高齢者の就業機会の提供及び確保を図る等、当該事業の積極的な推進を行う。 | 教育総務室 |
| 4 | 市立小・中学校卒業証書筆耕 | 令和3年2月1日 | 公益社団法人 京田辺市シルバー 人材センター | 左記団体は、本市において、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体として、高齢者雇用対策事業の指導及び援助等を行っており、その活用について高齢者の就業機会の提供及び確保を図る等、当該事業の積極的な推進を行う。 | 学校教育課 |
| 5 | 中学校昼食配膳業務 | 令和2年4月9日 | 公益社団法人 京田辺市シルバー 人材センター | 左記団体は、本市において、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体として、高齢者雇用対策事業の指導及び援助等を行っており、その活用について高齢者の就業機会の提供及び確保を図る等、当該事業の積極的な推進を行う。 | 学校教育課 |
| 6 | 中学校昼食配送業務 | 令和2年4月9日 | 公益社団法人 京都府シルバー 人材センター連合会 | 左記団体は、本市において、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体として、高齢者雇用対策事業の指導及び援助等を行っており、その活用について高齢者の就業機会の提供及び確保を図る等、当該事業の積極的な推進を行う。 | 学校教育課 |
| 7 | 通学安全整理員業務 | 令和2年4月1日 | 公益社団法人 京田辺市シルバー 人材センター | 左記団体は、本市において、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体として、高齢者雇用対策事業の指導及び援助等を行っており、その活用について高齢者の就業機会の提供及び確保を図る等、当該事業の積極的な推進を行う。 | 学校教育課 |
| 8 | 小・中学校における修繕その他軽作業 | 令和2年6月30日 令和2年8月7日 | 公益社団法人 京田辺市シルバー 人材センター | 左記団体は、本市において、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体として、高齢者雇用対策事業の指導及び援助等を行っており、その活用について高齢者の就業機会の提供及び確保を図る等、当該事業の積極的な推進を行う。 | 学校教育課 |
| 9 | 成人式における筆耕 | 令和2年12月14日 | 公益社団法人 京田辺市シルバー 人材センター | 左記団体は、本市において、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体として、高齢者雇用対策事業の指導及び援助等を行っており、その活用について高齢者の就業機会の提供及び確保を図る等、当該事業の積極的な推進を行う。 | 社会教育課 |
| 10 | 中央公民館施設管理運営業務 | 令和2年4月1日 | 公益社団法人 京田辺市シルバー 人材センター | 左記団体は、本市において、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体として、高齢者雇用対策事業の指導及び援助等を行っており、その活用について高齢者の就業機会の提供及び確保を図る等、当該事業の積極的な推進を行う。 | 社会教育課 |

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当随意契約の令和2年度の契約締結状況について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当随意契約について、令和2年度の契約状況を、京田辺市契約規則第35条第2項第2号の規定により次のとおり公表します。

(No.欄は、当初事前公開した番号と同じであり、番号の無いものは未契約です。)

| No. | 件名 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約の相手方とした理由 | 所管課 |
|-----|------------------|-----------|--------------------------------|--|-------|
| 11 | 中央公民館日常清掃業務 | 令和2年4月1日 | 公益社団法人 京田辺市シルバー 人材センター | 左記団体は、本市において、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体として、高齢者雇用対策事業の指導及び援助等を行っており、その活用について高齢者の就業機会の提供及び確保を図る等、当該事業の積極的な推進を行う。 | 社会教育課 |
| 12 | 中央公民館軽作業業務 | 令和2年4月1日 | 公益社団法人 京田辺市シルバー 人材センター | 左記団体は、本市において、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体として、高齢者雇用対策事業の指導及び援助等を行っており、その活用について高齢者の就業機会の提供及び確保を図る等、当該事業の積極的な推進を行う。 | 社会教育課 |
| 13 | 図書館移動図書館車運転業務 | 令和2年4月1日 | 公益社団法人 京都府シルバー 人材センター連合会 | 左記団体は、本市において、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体として、高齢者雇用対策事業の指導及び援助等を行っており、その活用について高齢者の就業機会の提供及び確保を図る等、当該事業の積極的な推進を行う。 | 社会教育課 |
| 14 | 図書館配本業務 | 令和2年4月1日 | 公益社団法人 京都府シルバー 人材センター連合会 | 左記団体は、本市において、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体として、高齢者雇用対策事業の指導及び援助等を行っており、その活用について高齢者の就業機会の提供及び確保を図る等、当該事業の積極的な推進を行う。 | 社会教育課 |
| 15 | 中央図書館施設周辺整備業務 | 令和2年5月12日 | 公益社団法人 京田辺市シルバー 人材センター | 左記団体は、本市において、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体として、高齢者雇用対策事業の指導及び援助等を行っており、その活用について高齢者の就業機会の提供及び確保を図る等、当該事業の積極的な推進を行う。 | 社会教育課 |
| 16 | 中央図書館清掃業務 | 令和2年4月1日 | 公益社団法人 京田辺市シルバー 人材センター | 左記団体は、本市において、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体として、高齢者雇用対策事業の指導及び援助等を行っており、その活用について高齢者の就業機会の提供及び確保を図る等、当該事業の積極的な推進を行う。 | 社会教育課 |
| 17 | 中部住民センター開催講座保育業務 | 令和2年6月19日 | 公益社団法人 京田辺市シルバー 人材センター | 左記団体は、本市において、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体として、高齢者雇用対策事業の指導及び援助等を行っており、その活用について高齢者の就業機会の提供及び確保を図る等、当該事業の積極的な推進を行う。 | 社会教育課 |